

令和6年9月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和5年(行ウ)第3号 行政処分取消請求及び公文書全部開示請求事件
口頭弁論終結日 令和6年6月26日

判決

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
被告 愛南町
上記代表者兼処分行政庁 愛南町議会
上記議会代表者議長 佐々木史仁
被告訴訟代理人弁護士 大島博雅

主文

- 1 処分行政庁が原告に対し令和5年2月1日付けでした部分開示決定(愛議会発第443号-1)のうち、令和元年9月13日愛南町懲罰特別委員会会議結果会議録の秘密会議決後の会議録、同月18日愛南町懲罰特別委員会会議結果会議録及び同月24日愛南町懲罰特別委員会会議結果会議録を開示しないと決定した部分を取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告のとし、その余は被告の負担とする。

事実及び理由

第1請求(当裁判所は、以下のとおり善意解釈した。)

- 1 主文第1項と同旨
- 2 処分行政庁は、原告に対し、令和元年9月13日愛南町懲罰特別委員会会議結果会議録の秘密会議決後の会議録、同月18日愛南町懲罰特別委員会会議結果会議録及び同月24日愛南町特別委員会会議結果会議録を開示する旨の決定をせよ。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件情報が本件情報公開条例7条1号及び5号に規定する情報に該当するか。)について

(1) 本件情報公開条例7条1号該当性について

ア 本件特別委員会を秘密会の形式で開催した際の議事録の非公開に関する根拠規定

前記関係法令等の定めによれば、本件特別委員会は、委員会条例19条により、当該委員会の議決により秘密会とすることができる。そして、本件特別委員会を秘密会の形式で開催した際の議事録の非公開については、委員会条例30条が委任する本件会議規則96条1項により、公表しない旨定められたものと解するのが相当である。

イ 本件情報公開条例7条1号の法令等には委員会条例30条が委任する本件会議規則96条1項が含まれるかについて

被告は、本件情報公開条例7条1号の法令等には委員会条例30条が委任する本件会議規則96条1項が含まれると主張する。

しかし、本件情報公開条例7条1号は、「法令若しくは条例」と法形式を限定しており、委員会条例30条が委任する本件会議規則は、本件情報公開条例7条1号の明文で規定する法形式とは異なるものと解される。

また、本件会議規則と条例とを実質的に比較すると、以下の相違が見られる。すな

わち、本件会議規則が地方自治法 120 条に基づいて制定されるのに対し、条例は、同法 14 条 1 項に基づいて制定されるものであり、制定権の法的根拠が異なる。さらに、条例には、その制定・改廃について、地方自治法に、首長の提案権(同法 149 条 1 号)、住民による直接請求権(同法 74 条 1 項)等の定めがあり、これらの定めがない本件会議規則とは制定手続も異なる。加えて、地方自治法 14 条 2 項は、原則として規則等ではなく、条例で定めなければならない事項を法定している。これら、本件会議規則と条例との実質的な相違も踏まえると、地方自治法 16 条 4 項・5 項や愛南町公告式条例の規定を勘案しても、本件情報公開条例 7 条 1 号における「条例」に委員会条例 30 条が委任する本件会議規則を含むものと解するのは相当でない。

以上によれば、被告の前記主張は、認められない。

ウ 小括

したがって、本件情報が本件情報公開条例 7 条 1 号の情報に当するということはできない。

(2) 本件情報公開条例 7 条 5 号該当性について

ア 本件情報公開条例 7 条 5 号の趣旨等

本件情報公開条例 7 条 5 号は、町の機関(本件特別委員会を含む)の内部における審議、検討又は協議に関する情報のうち一部を不開示とするものである。その趣旨は、当該機関の最終的な意思決定前の未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、町民の誤解や憶測を招き、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあることから、これらの事態を防止するためであると解される。

もっとも、当該機関の意思決定前の情報であるとしても、そのことをもって当該情報を全て不開示にすることになれば、かえって本件情報公開条例の趣旨目的に反するものといわざるを得ない。そこで、同号に規定する「おそれ」とは、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性であると解するのが相当である。

イ 本件への当てはめ

被告は、本件特別委員会について、懲罰対象となる議員の一身上の事件について審査するものであるから、本件特別委員会の議事は、開示されると特定の者に不当に利益を与えるおそれがあり、懲罰対象の議員に対して不利益を及ぼすおそれがあること、本件特別委員会の委員は、議事の内容が漏洩されない前提で発言しており、当該発言内容が公にされると、本件特別委員会の委員に対し、発言内容に批判がされるなどの不利益を及ぼすおそれがあることを主張する。

しかし、被告は、懲罰対象となる議員の一身上の事件について、何らの主張立証を行わない。そうすると、被告の主張する「おそれ」が法的保護に値する蓋然性であると認めることはできず、被告の前記主張は、認められない。

ウ 小括

したがって、本件情報が本件情報公開条例 7 条 5 号の情報に該当するということはできない。

2 争点 2(本件義務付けの訴えが認められるか。)について

本件情報は、本件特別委員会の秘密会の議事録であるところ、その詳細は明らかではなく、本件情報公開条例 7 条 1 号及び 5 号以外の各号の不開示情報に該当する部分がある蓋然性が否定できず、これに該当しないことが明らかであるとは認められない。

そうすると、本件情報に係る公開決定をすべきであることが本件処分の根拠規定から明らかであると認められ、又は公開決定をしないことがその裁量権の範囲を超え若

しくはその濫用となると認められる(行訴法 37 条の 3 第 5 項)ということはず、本件義務付けの訴えに係る請求は理由がない。

第 4 結論

よって、原告の請求は、主文第 1 項の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第 1 部

関係法令等の定め

第 1 地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(3 項は略)

第 16 条(1~3 項は略)

4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

5 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(2~9 項は略)

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

(2、3 項は略)

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

(5~9 項は略)

第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

(2~9 号は略)

第 2 愛南町情報公開条例(平成 16 年 10 月 1 日条例第 13 号。ただし、令和 5 年 3 月 6 日条例第 3 号による改正前のもの。本件情報公開条例)

(目的)

第 1 条 この条例は、愛南町の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2項は略)

(公文書の開示を請求できる者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

(公文書の開示義務等)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号20に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2~4号は略)

(5) 町の機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の内部又は相互間における背識、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6号は略)

第3条 愛南町議会委員会条例(平成16年10月13日条例第218号。委員会条例)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、8人とする。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、踊会規則の定めるところによる。

第4条 愛南町公告式条例(平成16年10月1日条例第5号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、役場前の掲示板に掲示して行う。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の規則その他町の機関の定める規則で公布又は公表を

要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則によることとされるものを除く。)に準用する。この場合において、同条第1項中「町長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(2項は略)

第5 愛南町自治基本条例(平成19年12月25日条例第29号)

(住民自治の原則)

第4条 住民、議会及び町は、町政に関する情報を共有し、主権者である住民が、自らの判断と責任の下に、町政の計画、実施、評価及び見直しの各過程に主体的に参加することができる住民自治の実現を目指します。

第6 愛南町議会会議規則(平成16年10月13日議会規則第1号。本件会議規則)

(委員会報告書)

第76条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、議長30に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第96条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

以上

私の判断